

政令第 号

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十六号）の施行に伴い、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十八第一項、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第四項及び第七条、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十五条第一項第二号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とする。

第十九条第三号中「第九条第十項」を「第九条第十一項」に、「同条第二項第四号」を「同条第二項第二号」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条中「第十四条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条を第十八条とし、第十二条から第十六条までを一条ずつ繰り下げる。

第十一条中「第十九条第一号ニ」を「第二十条第一号ニ」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第六条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（都市公園の占用の許可の特例に係る都市再生安全確保施設）

第六条 法第十九条の十八第一項の政令で定める都市再生安全確保施設は、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第一号の二又は第二号に掲げるものに該当するものとする。

附則第二項中「第十九条」を「第二十条」に改める。

（都市公園法施行令の一部改正）

第二条 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号の次に次の一号を加える。

- 一の二 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの

第十六条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第十二条第一号の二に掲げる災害応急対策に必要な施設については、国土交通省令で定める基準に適合すること。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第三条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十三号中「同法」の下に「第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項及び」を、「含む。」の下に「並びに第四十五条の二十」を加える。

(国土交通省組織令の一部改正)

第四条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第七号中「及び」を「、退避経路協定、管理協定、」に改め、「都市再生整備歩行者経路協定」の下に「及び都市利便増進協定に関すること並びに同法に規定する退避施設協定」を加え、「並びに同法に規定する都市利便増進協定に関すること」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

2 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第七項第二号及び第三十八条の四第十七項第二号中「第六条第一項ただし書」を「第七条第一項ただし書」に改める。

## 理由

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、都市公園の占用の許可の特例に係る都市再生安  
全確保施設を定める等関係政令の規定を整備するとともに、都市公園の占用物件の範囲の拡大等を行う必要  
があるからである。